

平成29年 第1回定例会 意見案一覧

整理 番号	意見案	発議	各派の態度				
			自	民	結	公	共
1	日ロ両国における相互信頼関係の構築等を求める意見書	北方領土	○	○	○	○	○
2	海洋ごみの処理等の推進を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
3	障がい者やその家族を支える環境整備の充実を求める意見書	保健福祉	○	○	○	○	○

平成29年 第1回定例会 決議案一覧

整理 番号	決議案	発議	各派の態度				
			自	民	結	公	共
1	朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議	政 審	○	○	○	○	○

※自(自民党・道民会議)、民(民主党・道民連合)、結(結志の会)、公(公明党)、共(日本共産党)

# 意見案第1号

## 日ロ両国における相互信頼関係の構築等を求める意見書

昨年12月15日、16日の日ロ首脳会談で、両首脳は、両国の経済協力や、北方四島での共同経済活動などを進展させることにより、両国の交流を進め、信頼関係を醸成し、平和条約を結ぶための基盤づくりを進めることで一致した。

こうした中、ロシアにおいては、2月上旬に、名称のついていなかった無人島に第二次大戦終戦時に日本の降伏文書に署名した将軍や、旧日本軍との戦いで知られる将軍などの名前をつけるという行動に出たほか、2月22日には、北方領土を含むクリル諸島に新たに師団を配備することを明らかにしている。

こうした行為は、日本とロシア両国の信頼関係を築くことに反するばかりでなく、不信感を増幅させることにつながりかねないものであり、共同経済活動の推進や平和条約締結の方向性に逆行するものである。

よって、国においては、ロシア政府に対し、こうした行為を行わないよう強く抗議するとともに、改めて日ロ両国の相互信頼関係を構築するための協議を行い、特に次の事項につき適切な措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 北方領土内の無人島に、軍人などの名をつけることや、北方領土には、ロシア軍の新たな師団の配備は行わないよう求めること。
- 2 領土返還を求める立場を堅持し、ロシアとの共同経済活動の推進と日ロ両国の交流を深め、信頼関係を醸成するための協議を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連

## 意見案第2号

### 海洋ごみの処理等の推進を求める意見書

昨年、相次いで本道を直撃した台風の影響などによって、各地で記録的な豪雨に伴う河川の決壊や土砂災害などが発生し、甚大かつ深刻な被害を及ぼした。その際、氾濫した河川から流れ出た大量の流木やごみなどが、漁業などの産業に大きな被害をもたらしたほか、今もなお海岸に漂着した流木などの処理に長期間を要する事態が発生している。

また、海洋ごみは流木などの災害関連のものだけではなく、2015年のG7エルマウ・サミットにおいては、プラスチックごみによる海洋汚染が初めて取り上げられるなど、海洋ごみ対策は世界的課題として認識されており、さらには、2016年のG7伊勢志摩サミットにおいても、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認されている。

こうした中、海洋ごみは、国内外を問わず多様な地域由来のものが混在しているため、市町村にとってはみずから発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあり、特に、海洋ごみの約7割は河川を由来していることから、河川管理者が行うごみの回収・処理に加え、これらに対する発生源対策は重要な課題である。

よって、国においては、海洋ごみの処理の推進並びに発生抑制に向けて、次の事項に取り組むよう強く要望する。

#### 記

- 1 海洋ごみの主要な発生源となっている河川については、海洋ごみの発生を総合的に抑制する観点から、国管理以外の河川を含む新たな発生源対策を講ずること。
  - 2 海洋ごみの処理等が円滑かつ継続的に実施できるよう、地方公共団体に対し、海洋ごみ対策に係る財政支援措置を講ずるとともに、地方負担が発生しないよう補助率を引き上げること。
  - 3 災害等で流木等が大量に発生した場合、漁業の経営や船舶の航行等に大きな影響を及ぼすことから、地方公共団体が行う迅速な処理等に必要な予算額の確保と早期の事業採択を行うとともに、国庫補助対象の拡大や補助率の引き上げなどを図ること。
  - 4 海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携してその発生抑制及び削減に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を把握するための調査をさらに推進し、国民生活への影響を回避するための研究を進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
環境大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連

## 意見案第3号

### 障がい者やその家族を支える環境整備の充実を求める意見書

障がいのある方々が安心して地域で暮らすためには、地域の実情に応じて、グループホームなどの住まいの整備や、居宅介護などの訪問系サービス、生活介護、就労支援などの日中活動サービスなど、各種の障がい福祉サービスの充実が重要であるが、社会資源の偏在や、障がい福祉サービスに従事する人材の確保が難しいことなど、多くの課題を抱えている。

このような中、在宅で障がいのある方と生活をともにしている多くの家族の方々は、長期間にわたる介護等を行っており、精神的、経済的な負担が大きなものとなっている。

また、家族の高齢化が進み、高齢者が障がい者を介護する老障介護等の実態もある中、自分が亡くなった後の我が子の将来に不安を持ち続けながら暮らしている現実もあり、早急に、地域で障がい者を支える社会環境の整備が求められるものである。

よって、国においては、グループホームなどの住まいの整備や、障がい者やその家族を支える障がい福祉サービスの充実、また、親亡き後の地域で支える拠点整備など、障がい者が安心して地域で暮らせる環境整備の実現に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

1 グループホームなどの住まいの整備や居宅介護、生活介護、就労支援などの障がい福祉サービスを充実させるため、十分な財源措置を講ずること。

特に、重度の障がい者に対応できるサービスや家族の負担軽減に資するサービスの充実に向けて、必要な支援策と十分な財源措置を講ずること。

2 障がい者を地域で支える拠点として、入所機能を備えた「地域生活支援拠点」の整備促進を図るため、必要な財源措置を講ずること。

3 障がい福祉人材の確保と地方自治体の実施する障がい者施策に対し、必要な支援策と十分な財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連

## 決議案第1号

### 朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議

去る日本時間の今月6日午前7時34分ごろ、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）が発射した4発の弾道ミサイルは、いずれも約1000キロメートル飛翔し、秋田県男鹿半島西方の日本海上に、そのうち3発は我が国の排他的経済水域内に落下したものと推定されている。

我が国を初め国際社会は、北朝鮮に対して、累次にわたり、関連の国連安保理決議を完全に遵守し、核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を決して行わないよう繰り返し要求してきた。

このような中、先月12日に続き、今回の発射についても、何ら事前の通報や落下水域への警告もなく行われたことは、付近を航行する航空機や船舶の安全確保の観点から、極めて問題のある行為であり、また、「弾道ミサイル技術を使ったすべての発射」を禁じた国連安全保障理事会決議1874号を初めとする累次の安保理決議にも違反し、我が国の安全保障に対して直接的かつ深刻な脅威を及ぼすとともに、東アジアを初め世界の平和と安全を著しく損なうものとして、断じて容認することはできない。

これまで北海道議会は、たび重なる北朝鮮の核実験やミサイル発射に対し、抗議の決議を行ってきたが、このたびのミサイル発射は、「国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらない」ことを確認した日朝平壤宣言に反する愚行であり、改めて、このような国際社会の平和と安定を脅かす行為をこれ以上繰り返すことのないよう当該宣言を遵守し、誠実かつ確実な措置を実行するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

北海道議会